

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月二十日から適用する。

平成二十八年四月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第一部中「アクディームカプセル90mg 90mg 1カプセル 26.20」´「アクディーム細粒10% 10% 1g 36.00」´「アクディーム細粒45% 45% 1g 102.30」´「アクディーム錠30mg 30mg 1錠 13.80」´「アクディームシロップ0.5% 0.5% 1mL 6.20」´「アクディームシロップ1% 1% 1mL 8.10」´「エンピナス・Pカプセル9000 9,000単位 1カプセル 10.50」´「エンピナス・P錠18000 18,000単位 1錠 17.70」´「ノイチーム^か顆粒10% 10% 1g 44.00」´「ノイチーム細粒20% 20% 1g 75.30」´「ノイチーム錠10mg 10mg 1錠 8.00」´「ノイチーム錠30mg 30mg 1錠 17.50」´「ノイチーム錠90mg 90mg 1錠 30.80」´「ノイチームシロップ0.5% 0.5% 1mL 6.20」´「リゾチーム塩酸塩90mg錠 90mg 1錠 5.60」´「レフトーゼ^か顆粒10% 10% 1g 56.90」´「レフトーゼ錠10mg 10mg 1錠 9.70」´「レフトーゼ錠（30mg） 30mg 1錠 22.90」´「レフトーゼ錠（50mg） 50mg 1錠 33.20」及び「レフトーゼシロップ0.5% 0.5% 1mL 6

リクスビス静注用2000	2,000国際単位 1 瓶 (溶解液付)	226,162
リクスビス静注用3000	3,000国際単位 1 瓶 (溶解液付)	337,159
(れ)		
レパーサ皮下注140mgシリンジ	140mg 1 mL 1 筒	22,948
レパーサ皮下注140mgペン	140mg 1 mL 1 キット	22,948
外 用 薬		
品 名	規 格 単 位	薬 価 円
(け)		
ケンブラン吸入粉末溶解用100mg	100mg 1 瓶	7,378.30
(ふ)		
プロボコリン吸入粉末溶解用100mg	100mg 1 瓶	7,378.30
(へ)		
ベンテイビス吸入液10 μ g	10 μ g 1 mL 1 管	2,386.50
(る)		
ルコナック爪外用液5%	5% 1 g	997.80